

福 介 護 第 6 2 0 号
2 0 2 1 年 (令 和 3 年) 3 月 1 2 日

介護保険事業所・施設 管理者 様

福 山 市 長
(保 健 福 祉 局 長 寿 社 会 応 援 部 介 護 保 険 課)

2 0 2 0 年 度 (令 和 2 年 度) 介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 説 明 会 (集 団 指 導) の 実 施 に つ い て (通 知)

見出しのことについて、次のとおり実施しますので、受講して下さい。

1 2 0 2 0 年 度 (令 和 2 年 度) 介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 説 明 会

本市ホームページURL

「<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/216757.html>」

上記URLもしくは右のQRコードを読み取ると、集団指導のページに遷移します。

掲載された資料を読了いただき、受講報告を行ってください。事業所・施設内で情報共有いただければ、どなたが受講しても差し支えありません。



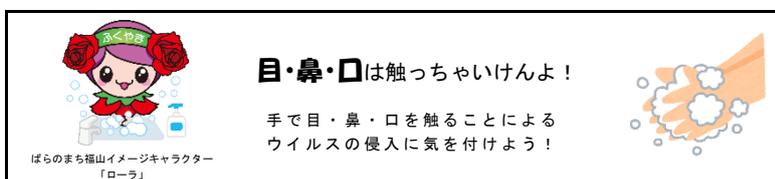
2 受講報告

報告期限 2 0 2 1 年 (令 和 3 年) 3 月 2 6 日 (金)

詳細は別紙1のとおり。

3 制度改正に係る質問の受付

詳細は別紙2のとおり。



福山市 介護保険課

事業者指導担当

0 8 4 - 9 2 8 - 1 2 3 2

受講報告について

1 受講報告方法

本市 HP の「2020年度(令和2年度)介護サービス事業者説明会受講報告フォーム(福山市)」
に入力してください。

受講報告フォームは次のいずれかの方法で開いてください。

① : <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ques/questionnaire.php?openid=242>

(下線部をクリックすると、HPが開きます)

② : 右の QR コードをタブレットやスマホで読み取る



③ : 本市集団指導の資料掲載ページからアクセス

介護保険課トップページ>事業者の方はこちら>基準条例等 2 集団指導・研修・報酬確認シート等>2020年度(令和2年度)介護サービス事業者集団指導について

※受講報告フォームが利用できない場合は、電話により報告してください。

※受講報告フォームを起動する際、エラーメッセージが表示されることがあります。その場合、再度当該ページを開く、再読み込みするなどすると、アクセスできる場合がありますので、お試しください。

2 入力時の留意点

- ・ 1 事業所・施設につき 1 回報告してください。
- ・ 空床利用型の短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、本体施設と合わせての報告としてください。
- ・ 福祉用具貸与と特定福祉用具販売は、合わせての報告として下さい。
- ・ 1 事業所・施設につき複数の方が受講されても、報告は 1 回のみで差し支えありません。

3 報告期限

2021年(令和3年)3月26日(金)

制度改正に係る質問の受付について

質問内容を正確に把握し適切に回答すること、一度回答した内容に変更があった場合に正しい回答をお伝えしなおすこと、質疑情報を共有すること等を目的として、令和3年度の制度改正（条例改正・報酬改定等）に関する質問は、原則、本市 HP の質問フォームで受け付けますので、御協力をお願いします。

質問の前に、「2021年度(令和3年度)介護報酬改定等に関するQ&A（福山市版）」[□](#)に同内容のものがないか御確認下さい。



1 質問方法

本市 HP の「介護保険指定基準・報酬算定に関する質問受付フォーム（福山市 介護保険課）」に入力してください。

質問受付フォームは次のいずれかの方法で開いてください。

①：<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ques/questionnaire.php?openid=241>

（下線部をクリックすると、HPが開きます）

②：右のQRコードをタブレットやスマホで読み取る



③：本市集団指導の資料掲載ページからアクセス

介護保険課トップページ>事業者の方はこちら>基準条例等 2 集団指導・研修・報酬確認シート等>2020年度（令和2年度）介護サービス事業者集団指導について

※質問受付フォームが利用できない場合や、制度改正以外の質問は電話により受け付けます。

※質問受付フォームを起動する際、エラーメッセージが表示されることがあります。その場合、再度当該ページを開く、再読み込みするなどすると、アクセスできる場合がありますので、お試しください。

2 留意点

- ・ 1 回のフォーム入力につき、質問は 1 件ずつとしてください。
- ・ サービス種別によって、人員基準や加算の要件が異なります。正確に選択してください。
- ・ 加算の名称は正確に記入してください。名称の似た加算が多くあります。
例：✕ 栄養の加算 → ○ 栄養改善加算 or 栄養スクリーニング加算
✕ 居宅の減算 → ○ 居宅介護支援事業所の運営基準減算 or 特定事業所集中減算
- ・ 用語を正確に記入してください。それだけでは何を指すのか特定できない場合があります。
例：✕ 介護タクシー → ○ 訪問介護の通院等乗降介助 or 自費利用
- ・ 特定できる範囲で、根拠資料の名称やページを記入してください。
例：・平成 30 年 4 月版赤本の●●ページ。
・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料（介護報酬改定）の【報酬告示の改正案】の 1. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の P○○
- ・ 次のような質問にはお答えしかねる場合があります。基準条例等を確認したうえでお問い合わせください。
 - ①. 根拠が不明瞭なこと 「何かで見た」「他の事業所から聞いた」
 - ②. 曖昧な質問 「加算の要件を教えてください」
 - ③. 資料に明記されていること 「改正後の○○加算の単位数を教えてください」
- ・ 内容によっては、国その他関係機関へ照会したうえでの回答となります。回答までに時間を要する場合がありますので、余裕をもってお問い合わせください。

3 回答方法

内容に応じてメールまたは電話にて回答させていただきます。また、公開・共有することがふさわしい情報は「2021年度(令和3年度)介護報酬改定等に関するQ&A（福山市版）」に掲載します。